

様式第46号

エックス線装置(診療用高エネルギー放射線発生装置・診療用粒子線照射装置・診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具・放射性同位元素装備診療機器・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)廃止届出書

年 月 日

宮城県知事

殿

管理者の住所

管理者の氏名

エックス線装置(診療用高エネルギー放射線発生装置・診療用粒子線照射装置・診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具・放射性同位元素装備診療機器・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)を廃止したので、医療法第15条第3項、医療法施行規則第29条第1項及び第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 病院又は診療所に関する事項

名 称			
所 在 地	〒	電話：	ファクシミリ：

2 エックス線装置の変更内容に関する事項

エックス線装置又はその他の装置等	製作者名	
	型式	
放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素等	種類	
	型式又は形状	
	廃止時における放射線源の数量	Bq
廃止後の処分方法		
廃止した理由		
廃止後の診療室又は使用室の用途		

3 廃止年月日

年	月	日
---	---	---